(参考)

引上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費(平成30年度決算見込み)

引上げ分の地方消費税収は、地方税法の規定により、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費に充てることとされています。

1 引上げ分の地方消費税収(社会保障財源化分の市町村交付金を除く)

12,669 百万円

2 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費(一般財源)

128,279 百万円

(単位:百万円)

分野	平成30年度決算見込額	
	総額	うち一般財源
医療	61,783	55,360
介護·高齢者福祉	26,316	24,854
子ども・子育て	26,977	24,020
障害者福祉	19,348	16,277
その他	25,890	7,768
合 計	160,314	128,279

[※]その他には、生活保護費等、貧困・格差対策に係る施策や、就労促進に係る施策等を含む。